

事業承継をお考えの中小企業の方へ

# 事業承継時の 経営者保証を不要とする 新しい制度ができました。

まずは、**岩手県事業承継・引継ぎ支援センター**まで  
お気軽にご相談ください。

相談窓口

\*各都道府県に設置されています。

**岩手県事業承継・引継ぎ支援センター**等

経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインの充足状況を確認し、  
事業承継における「今後の取り組み」をアドバイスさせていただきます。  
また、2020年4月1日から、新たな信用保証制度も始まっています。

## チェック内容

経営者保証に関するガイドラインに基づき、法人と経営者の分離状況等を確認し、経営者保証解除の可否の判断に資する情報を整理。さらに、チェックリストによる見える化を図ります。

## ご持参いただくもの

- ①事業承継計画書
- ②直近3年間の決算書(財務諸表及び勘定科目明細も含みます)
- ③試算表(決算後3ヶ月以内の場合は不要)
- ④資金繰り表
- ⑤相談申込書兼誓約書
- ⑥アンケート調査票

※上記⑤、⑥はホームページからダウンロード可能です。

※その他、会社の経営状況によって、必要な書類が追加となる場合があります

※ご持参いただくもので、何か不明なことがあれば、裏表紙に記載の相談窓口までお問い合わせください

## 保証解除に向けての 支援について

- ①派遣専門家が、金融機関と経営者保証の解除に向けた目線合わせを支援するとともに、その後の対応をアドバイスします。
- ②経営者保証コーディネーターによるチェックシート充足の確認を受けた場合、新たに創設された信用保証制度の保証料の軽減を受けることができます。
- ③経営者保証解除に関する最終的な判断は、金融機関となります。

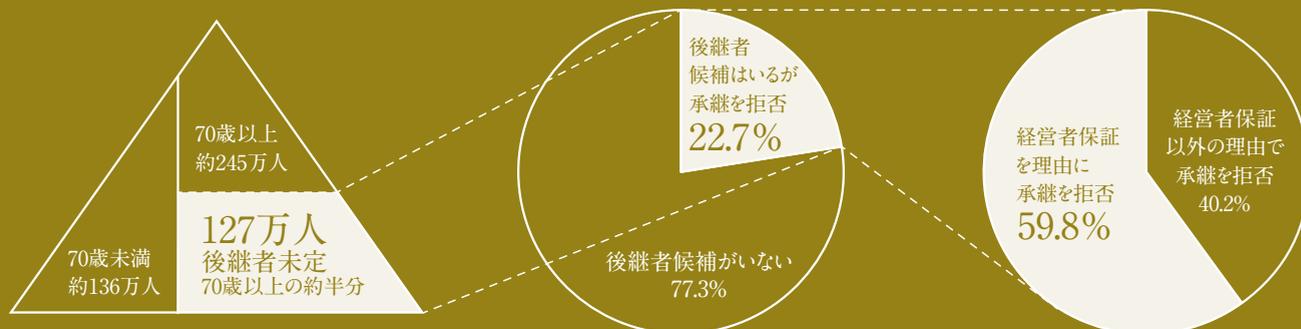
# 中小企業経営者のみなさん! 経営者保証を理由に事業承継で困っていませんか?

2025年の中小企業経営者

全体：約381万人(2016年度調査)

後継者未定の理由

なぜ事業承継を拒否しているか



70歳以上の中小企業経営者の約半分である127万人は後継者が未定です。

そのうちの22.7%は後継者がいるのに事業承継を拒否しているのです。

さらにその59.8%が拒否の理由としているのが事業承継時の経営者保証です。

もし、このまま廃業が急増すると、

2025年までに650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性があります。

国内経済にとっても一大事です。

このような状況をふまえ

2020年4月1日より、経営者保証解除に向けた、  
新しい支援制度がスタートしました。

01 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始

02 経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始

03 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

01 →

## 事業承継を支援する 「経営者保証に関するガイドライン」 特則の適用

### 「経営者保証ガイドライン」とは？

中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則です。次の3つの要件を満たすことで、ガイドライン適用の可能性があります。

- 1 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つの条件を満たす中小企業が、会社経営を後継者に引き継ぐ際に、経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。そして、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

●原則として、前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めません。

●例外的に、二重の保証が真に必要である場合には、その理由や、ガイドラインが適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営者・後継者の双方から理解を得られるよう十分に説明します。

02 →

## 経営者保証解除に向けた 「経営者保証コーディネーター」 による支援制度

経営者保証コーディネーターは、経営者保証ガイドラインの充足状況を確認し、保証解除に向けて、金融機関との目線合わせをサポートします。

●経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況を確認します。



新しい支援制度は、  
事業承継時の融資に際し、  
経営者保証の免除や解除を  
可能にします。

03 →

## 経営者保証を不要とする 新たな信用保証制度を創設 【事業承継特別保証制度】

保証限度額

# 2.8億円

(内、無担保8000万円/組合等の場合は4.8億円)

保証期間

# 10年以内

(据置期間1年以内)

保証料率

# 0.45%～1.90%

[経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合]

# 0.20%～1.15%

に大幅軽減

お申込み資格

- 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人または
- 令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継した法人であって、事業承継日から3年経過していないもの

事業承継計画…信用保証協会所定の書式による計画書

■資産超過

■返済緩和中ではない

■法人と経営者が分離している

等の一定の要件があります。

お申込み方法

### 与信取引のある 金融機関経由のみ

対象資金

事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能  
(ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)

詳しくは、与信取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会へご相談ください。